

レンタル契約約款

第1条(総則)

本レンタル約款は、お客様（以下「賃借人」といいます。）と株式会社IMS（以下「賃貸人」といいます。）との間で締結される、レンタル期間の如何を問わず、レンタル料を月額で定める場合におけるレンタル機器（以下「本件機器」といいます。）の賃貸借契約（以下「レンタル契約」といいます。）について、別に契約書類または取り決め等による特約がない場合に適用します。

第2条(目的)

賃貸人は、本件機器を、集合住宅インターネットサービスにのみに使用することを前提に貸し渡すものとします。

第3条(本件機器の引き渡し)

賃貸人は、本件機器を、レンタル契約締結後、賃借人が集合住宅インターネットサービスを利用する場所（以下、「本件設置場所」といいます。）に賃貸人が委託した配送業者を通じて、賃借人へ引き渡します。

賃貸人及び賃借人が合意した場合、引き渡し方法はこの限りではありません。

2. 天災地変、戦争、その他の不可抗力ならびに、運送中の事故、労働争議、その他賃貸人に故意又は過失が認められない事由によって、物件の引渡しが遅延したときは、賃貸人は、一切の責任を負わないものとします。また、この場合のレンタル開始日は、本件機器が引き渡された日とします。

第4条(契約不適合責任)

賃借人は、引き渡しを受けた本件機器について直ちに、自ら検査を行い、契約不適合のないことを確認するものとします。

2. 賃借人は、本件機器の契約不適合の有無にかかわらず、本条1項に基づく本件機器の受領以後、本件機器が返還、又はレンタル料金の全額支払いが完了されるまで、本件機器を、自からの負担で、善良なる管理者の注意をもって使用、保管するものとします。

3. 本条第1項に基づく検査により本件機器に契約不適合が認められた場合には、賃借人は賃貸人に対して、引き渡しを受けてから10日以内に、その契約不適合を賃貸人に対して通知しなければなりません。賃借人がこれを行わなかった場合、賃借人は、賃貸人に対して、当該契約不適合に関する一切の責任を追及することができません。

4. 前項に基づく契約不適合の通知がされ、契約不適合が認められた場合、賃貸人は、本件機器の修繕、交換のいずれかの対応を選択して賃借人に通知するものとし、この賃貸人の選択について賃借人は異議を述べることはできないものとします。

第 5 条 (機器の使用)

賃借人は、前条に基づく引渡しを受けた日から契約終了まで、本件機器設置場所での使用に限り、本件機器を使用することができる。賃借人は、本件機器設置場所以外の場所で本件機器の使用することはできないものとします。

2. 賃借人が、本件機器の所有権を取得することなく契約が終了(期間満了の他、中途解約や契約解除の場合を含む。)した場合、賃借人は、賃貸人に対して、直ちに、自らの負担により、本件機器を返還しなければならないものとします。

第 6 条 (レンタル料)

レンタル料金は、本件機器、レンタル期間により、賃貸人がレンタル申込兼契約書内で定めるものとします。

レンタル料は、本件機器の使用量または使用日数を問わず定額とし、仮に月途中で本契約が終了した場合であっても、日割分のレンタル料の返金等を行わないものとします。

2. 賃借人は、賃貸人に対して、前項に基づく当月分のレンタル料を、クレジットカード払いの方法で支払うものとします。
3. 賃借人が、前項に基づく金銭の支払いを怠った場合、賃借人は、賃貸人に対して、支払日の翌日から代金の完済に至るまで、年 14.6%の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第 7 条 (レンタル期間)

レンタル期間は、引き渡しの日から 36 カ月間とします。

2. レンタル契約上の賃貸人の責任は、前項に基づくレンタル期間の末日をもって終了します。
3. 契約の締結後、賃借人が、賃貸人に対して、合計 36 ヶ月分のレンタル料の支払いを行った場合、本件機器の所有権は賃貸人から賃借人に移転し、本契約は終了します。

第 8 条 (レンタル期間中の解約)

賃借人が、契約期間中に契約を解約したい場合は、一ヶ月以上先の日を契約終了日として指定したうえで、賃貸人が指定する方法により通知するものとします。

2. 契約期間中に、賃借人が前項の通知をし、賃貸人に解約希望日から 7 日以内に本件機器の引き渡しを賃貸人にした場合、賃貸人は受領後、3 営業日以内に本件機器に故障、破損がないことを確認するものとし、その確認ができた場合、直ちに賃借人に通知し、賃借人は該当月のレンタル利用分のレンタル料の支払いをもって契約は終了します。
3. 前項の賃貸人の確認により、破損、賃借人の責任による故障を確認した場合、賃貸人は本件機器の受領日から 6 営業日以内に賃借人にその通知をし、賃借人は月額レンタル料

の 36 カ月分の総額から、契約終了時点における既払いのレンタル料の合計額を控除した残金を賃貸人の指定する方法で賃貸人に支払うものとします。

4. 前項により賃貸人は当該金銭を受領した後、7 営業日以内に本件機器を、賃貸人が委託した配送業者を通じて、賃借人へ引き渡します。

この場合の引渡し場所は、賃借人が指定する賃借人の住民登録のある日本国内の住所又は、その地域の賃貸人が委託した配送業者の営業所に限るものとします。

5. 前項により、賃借人が本件機器の引き渡しを希望しない場合は、賃借人は賃貸人が指定する方法でその通知するものとします。
6. 賃借人が本件機器を返却せずに、解約を希望する場合、賃借人は月額レンタル料金の 36 カ月分の総額から、契約終了時点における既払いのレンタル料の合計額を控除した残金を賃貸人に支払うものとします。この場合、当該金銭を賃貸人が受領した時点で、本件機器の所有権が賃借人に移転し、契約は終了します。但し、この場合の残金の支払い方法は賃貸人が指定する口座に賃借人が振込手数料を負担し、振込むものとします。

第 9 条 (本件機器の消耗品・付属品の保証)

賃貸人は、賃借人に対して、引き渡し時において、本件機器が正常な消耗品・付属品(本件機器本体以外の、電源アダプター、LAN ケーブル、をいい、以下同じとする。)を備えていることを保証します。

2. レンタル期間中に、本件機器の消耗品・付属品の機能に不具合が生じることについて 賃貸人の保証対象外とし、賃借人の負担により修理または交換するものとします。

尚、付属品の LAN ケーブルの長さが、賃借人が設置する場所で不足する場合は、賃借人が負担し、自ら付属品を購入するものとします。

3. 賃借人が、本件機器の消耗品・付属品の不具合の修理又は交換をしない結果、本件機を使用できない場合は、賃貸人は、これに基づく一切の責任を負わないものとします。

第 10 条 (本件機器の使用に係る標識)

賃貸人は、本件機器が賃貸人の所有に係る旨の標識を本件機器に貼付することができるものとし、また、賃借人は、賃貸人から要求があった場合には、直ちに、本件機器が賃貸人の所有に係る旨の標識を貼付しなければならない。

第 11 条 (本件機器の損害賠償等)

賃貸人に故意または重大な過失があった場合を除き、いかなる場合も、賃貸人がレンタル契約に違反したことに起因または関連して賃借人に損害を与えた場合において賃貸人の賠償する損害は、直接損害に限られ、間接的または派生的に発生した損害 (逸失利益や休業補償を含む) は含まないものとし、また、第 7 条に定めるレンタル期間に対応するレンタル料金相当額を上限とします。

2. 本件機器が、使用方法、取り扱いの不備など賃借人の責に帰する原因により毀損(修繕可能なものに限る。)した場合、賃借人は、賃貸人に対して、修理期間中のレンタル料の支払いを免れないものとします。
3. 賃借人の故意又は過失により、本件機器が盗難もしくは滅失し、又は使用不能(以下、「滅失等」といいます。)になった場合、賃借人は賃貸人に対して、本件機器と同等品(事前に賃貸人に対して提示をしたうえで許諾を得たものに限る。)を返却するか、本件機器のレンタル料の総額(税別)から、滅失等した時まで賃借人に対して支払済みのレンタル料の合計額を控除した残金を弁償金として支払うかの、いずれかの義務を履行しなければならないものとします。

第 12 条 (禁止事項等)

1. 賃借人は、事前に、賃貸人の書面による承諾を得なければ、以下の行為をすることはできないものとします。
 - 1) 本件機器に、新たに装置・部品・付属品などを付着させる行為、または、既に付着しているもの(第 11 条 3 項に基づく標識を含む。)を取り外す行為
 - 2) 本件機器の改造、加工、模様替え等による現状の変更、または、性能・機能・設定を変更する行為
 - 3) 本件機器を本来の用途以外に使用する行為
 - 4) 本件機器を賃貸人が設置を認めた場所から他の場所に移動させる行為
 - 5) 本件機器を、第三者に譲渡し、あるいは担保に差し入れる等、賃借人の所有権を侵害する行為
 - 6) 本件機器を、第三者に賃貸する等その占有を移転する行為
 - 7) 本契約上の賃貸人の権利または地位を、第三者に譲渡する行為
2. 賃借人が、賃貸人の許諾なく前項第 1 号から第 3 号までに掲げる行為をした場合、賃貸人は、第 7 条に基づき本件機器を修理または交換する義務から免れるものとし、賃借人が本契約期間中に本件機器を使用できないことによる一切の責任を負わないものとします。
3. 賃貸人の許諾の有無にかかわらず、本件機器に付着した動産類あるいは本件機器から取り外された動産類の所有権は、賃貸人が書面により賃借人の所有とすることを認めた場合を除き、全て無償で賃貸人に帰属するものとします。
4. 第三者が本件機器について権利を主張し、保全処分または強制執行等により賃貸人の所有権を侵害するおそれがあるときは、賃借人は、本件機器が賃貸人の所有であることを主張かつ証明してその侵害防止に努めるとともに、直ちにその事情を賃貸人に通知するものとします。

第 13 条 (契約の解除)

1. 賃借人が、次の各号の一つにでも該当した時は、賃貸人は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができるものとします。

- 1) レンタル料の支払いを一回でも怠ったとき(前条第 7 号の義務に違反した場合を含む。)
- 2) 前条第 1 項第 5 号ないし第 7 号に違反する行為をしたとき
- 3) 支払不能又は支払停止の状態に陥ったとき
- 4) 差押、強制執行、競売、公租公課の滞納処分等の申立を受けたとき
- 5) 公序良俗に反する行為があったとき
- 6) その他賃貸人との信頼関係を破壊する行為を行い、本契約を継続し難いと賃貸人が認めたとき

2. 賃借人が、前項に定める以外の本契約約款に基づく債務の不履行を行う場合、賃貸人は、賃借人に対して、相当の期間を定めて是正を催告したうえ、催告期間内において是正がされない場合には、本契約を解除することができるものとします。

3. 本契約が解除された場合、賃借人は、賃貸人に対して、本件機器を直ちに返還しなければならない。この場合の本件機器の返還は、別途、賃貸人から賃借人に対する損害賠償の請求を妨げない。

第 14 条 (反社会勢力の排除)

1. 賃借人及び賃貸人は、自己または自己の代理人が、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- 1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者以下「暴力団員等」といいます。)
- 2) 暴力団員等と関係を有すること
- 3) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- 4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- 5) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- 6) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 賃借人及び賃貸人は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約する。

- 1) 暴力的な要求行為
- 2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- 3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

- 4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

第 15 条 (解除)

1. 借借人または貸貸人は、相手方が次のいずれかに該当した場合には、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。
 - 1) 第 14 条第 1 項各号の表明が事実と反することが判明したとき
 - 2) 第 14 条第 1 項各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当したとき
 - 3) 第 14 条第 2 号各号の確約に反して、同項各号のいずれかに該当する行為を行ったとき
2. 前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、解除により生じた損害を賠償しなければならない。

第 16 条 (付則)

本レンタル約款は、2022年2月1日以降に締結されるレンタル契約について適用されます。